

宇治茶世界文化遺産登録推進ロゴマーク使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、宇治茶世界文化遺産登録推進のため、宇治茶世界文化遺産登録推進ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用承認申請等)

第2条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ「ロゴマーク使用申請書（様式1）」を、次の各号に定める「宇治茶世界文化遺産登録推進」ロゴマーク管理者（以下「管理者」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 宇治茶世界文化遺産登録推進プラットフォーム事務局（京都府農林水産部農産課）

(使用の承認)

第3条 管理者は、前条の規定による申請があった場合には、申請の内容を審査し、次の各号のいずれかに該当するものを除き、使用を承認するものとする。

(1) 「宇治茶世界文化遺産登録推進」事業の品位を傷付け、又は傷付けるおそれのあるとき。

(2) ロゴマークを第5条に規定する項目に基づき使用せず、又は使用しないおそれのあるとき。

(3) 「宇治茶世界文化遺産登録推進」事業又は管理者が認めた関連事業を推進する上で支障となるおそれがある場合

(4) 営利・販売目的等の使用において、製品等に宇治茶を使用していない場合

(5) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。

(6) 特定の個人、政党、思想又は宗教団体の活動を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。

(7) 消費者や利用者の利益を害すると認められるとき。

(8) その他管理者が不適切であると判断したとき。

2 前項に規定する承認は、管理者は、「ロゴマーク使用（変更）承認通知書（様式2）」により申請者に通知するものとする。

3 前2項の規定に関わらず、次の各号に掲げる団体等については、使用の承認に係る手続きは不要とする。

(1) 京都府

(2) 市町村（宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、宇治田原町、和束町、南山城村）

(3) 宇治茶世界文化遺産登録推進プラットフォーム構成員及び所属団体

(4) 一般社団法人京都山城地域振興社（お茶の京都DMO）

(5) 公益社団法人京都府茶業会議所

(6) 京都府茶生産協議会

(7) 京都府茶協同組合

(8) 京都やましる農業協同組合

- (9)宇治茶の郷づくり協議会
- (10)京都府観光連盟
- (11)市町村観光協会（宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、宇治田原町、和束町、南山城村）
- (12)京都府商工会議所
- (13)市町村商工会議所及び商工会（宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、宇治田原町、和束町、南山城村）
- (14)京都府又は市町村が参画、共催又は後援している事業に係る実行委員会等
- (15)その他、管理者が特に認める団体等

（使用許諾料）

第4条 ロゴマークの使用許諾料は、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第5条 第3条の規定による使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容にのみ使用し、管理者が指示する使用条件に従うこと。
- (2) 第3条の承認を受けた者は、ロゴマークを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 定められた色、形状等を正しく使用すること。
- (4) ロゴマークのイメージを損なう使用をしないこと。
- (5) 期間を遵守すること。

（完成品の提出）

第6条 使用者は、承認に係る物品等の完成品（完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真など外観がわかるもの）を当該物品等の完成後速やかに管理者に提出しなければならない。

（承認内容の変更）

第7条 使用者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、「ロゴマーク使用承認変更申請書（様式3）」を管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項に規定する承認は、「ロゴマーク使用（変更）承認通知書（様式2）」により申請者に通知する。

（承認の取消し）

第8条 管理者は、ロゴマークの使用がこの規程又は承認内容に違反していると認められた場合は、当該承認を取り消すことができる。

- 2 前項の承認の取消しは、「ロゴマーク使用承認取消通知書（様式4）」により申請者に通知する。
- 3 前2項の規定により承認を取り消された者は、承認取消しの通知があった日以降、当該承認に係るロゴマークの使用、配布、掲示等をしてはならない。

(責任の制限)

第9条 前条の規定により、ロゴマークの使用承認を取消した場合、使用承認を取り消された者又は第三者に損害が生じても、管理者はその責めを負わない。

2 ロゴマークの使用承認を受けた者がロゴマークの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、管理者は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

(規程の改定)

第11条 この規程は、事前の通知なく、必要に応じて改定される場合がある。

附則

この規程は、令和元年11月1日から施行する。

この規定は、令和2年6月22日から施行する。